

# 平成 28 年第 1 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

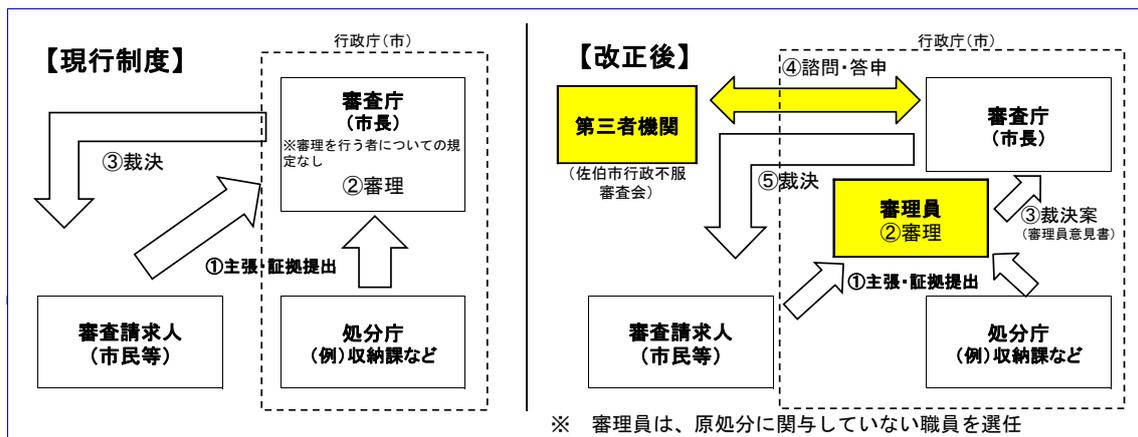
## 議案

### 議案第 30 号

#### 佐伯市行政不服審査会条例の制定について

行政不服審査法が、不服申立構造の見直し、公正性の向上、使いやすきの向上の観点から、約 50 年ぶりに全部改正された。当該改正において、不服申立てに対する行政の判断の妥当性を第三者の立場からチェックするため、第三者機関（行政不服審査会等）への諮問が義務付けられた。新制度に対応するため、審査庁（審査請求を受けて裁決を行う行政庁）の判断の適否を審査する第三者機関として佐伯市行政不服審査会を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

#### < 第三者機関への諮問手続の導入 >



### 議案第 31 号

#### 佐伯市情報公開条例等の一部改正について

上記の議案と同様に、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、関係条例について、規定の整理をする等の所要の改正を行おうとするものである。

#### (主な改正内容)

- ① 行政不服審査法等の全部改正に伴い、法律番号等を改正（規定の整理）
- ② 「不服申立て」及び「異議申立て」を「審査請求」に一元化
- ③ 現に裁決の審査を審査会が行っている情報公開の公開及び個人情報の開示に係る審査請求については、現行の手続でも十分に公正性の確保が図られていることから、条例で定めることにより、新法による審理員制度の適用を除外する（国の行政機関情報公開法等も同様）。

- ④ 新法で、審査請求に係る提出書類等の「写しの交付」が規定され、「写しの交付」を受ける者は、条例で定める額の手数料を納めることとなったことに伴い、手数料を新設
- ⑤ 審理員等の求めに応じて出頭した参考人に対して実費弁償を支給

**(関係条例)**

- ・ 佐伯市情報公開条例
- ・ 佐伯市個人情報保護条例
- ・ 佐伯市固定資産評価審査委員会条例
- ・ 佐伯市証人等の実費弁償に関する条例
- ・ 佐伯市職員の給与に関する条例
- ・ 佐伯市職員の退職手当に関する条例
- ・ 佐伯市税条例
- ・ 佐伯市手数料条例
- ・ 佐伯市建築審査会条例
- ・ 佐伯市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

**議案第 32 号**

**佐伯市職員の給与に関する条例及び佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正について**

人事院勧告の趣旨に鑑み、大分県人事委員会勧告の内容に準じて、職員及び国民健康保険診療所の医師の給与の改定を行う措置を講じるほか、労働基準法第 37 条第 1 項の趣旨に鑑み、勤務 1 時間当たりの給与額の算出に係る規定の整備を行おうとするものである。

**(主な改正内容)**

① 給料表の改正

平成 27 年 4 月 1 日に遡り、行政職給料表について、若年層に重点を置いた改定を行い平均 0.4%引き上げる。医療職給料表についても行政職給料表に準じた改正を行う。

② 勤勉手当の支給月数の改正

平成 27 年 4 月 1 日に遡り、6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給率を 0.75 月分から 0.05 月引き上げ 0.8 月分とする。再任用職員の 6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給率を 0.025 月引き上げる。

③ 勤務 1 時間当たりの給与額の算出に係る改正 (平成 28 年 4 月 1 日から適用)

〈改正前〉

$$\text{勤務 1 時間当たりの給与額} = \frac{\text{(給料の月額} + \text{地域手当の月額)} \times 12}{38.75 \times 50}$$



〈改正後〉

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} = \frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当の月額}) \times 12}{(38.75 \times 52) - (\text{「年間の休日数」} \times 7.75)}$$

※年間の休日数は、祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の合計日数

## 議案第 33 号

### 佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について

地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理を徹底するための人事評価制度の導入等がなされたことに伴い、関係条例の整備をするとともに、同法の規定に基づく関係条例の規定の整備をしようとするものである。

#### （主な改正内容）

##### ① 能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

##### ② 人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

##### ③ 分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

##### ④ 「等級別基準職務表」の条例化

職務給原則を徹底するため、給与条例で「等級別基準職務表」を定める。

#### （関係条例）

- ・ 佐伯市職員の給与に関する条例
- ・ 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例
- ・ 佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 佐伯市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・ 佐伯市職員の育児休業等に関する条例
- ・ 佐伯市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ・ 佐伯市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・ 佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 佐伯市立幼稚園教員の休日、休暇及び勤務時間等に関する条例
- ・ 佐伯市消防長及び消防署長の資格を定める条例

## 議案第 34 号

### 佐伯市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について

再任用短時間勤務職員を公益的法人等（一般社団法人佐伯市観光協会及び社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会）へ派遣できるように規定を整備しようとするものである。

## 議案第 35 号

### 佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

地方公務員災害補償法施行令の一部改正の趣旨に鑑み、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償に係る規定を整備しようとするものである。

傷病補償年金及び休業補償の支給について、当該補償の受給権者に、同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合には、調整を行うことが規定されている。国の政令の改正に準じて、その調整率を 0.86 から 0.88 に改正する。

## 議案第 36 号

### 佐伯市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターを設置する市町村は、国が定める基準を参考にして、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとなったことから、佐伯市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について、条例の制定を行おうとするものである。

## 議案第 37 号

### 佐伯市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器）付こんろ及び入力力が 5.8kW 以下である電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離）を新たに定めるほか、規定の整備をしようとするものである。

## 議案第 38 号

### 佐伯市過疎地域自立促進計画の策定について

佐伯市過疎地域自立促進計画を策定しようとするものである。

過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第 6 条第 1 項において、「過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる」と規定されている。平成 12 年に制定された過疎法の失効期限が平成 28 年 3 月末から平成 33 年 3 月末まで再延長されたことから、佐伯市全域を対象とした平成 28 年度から平成 32 年度までの佐伯市過疎地域自立促進計画を策定するものである。

## **議案第 39 号**

### **木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について**

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律において、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」とされている。本議案は、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議会の議決を求めようとするものである。

木浦辺地は、佐伯市中心部から南西へ約 47km、人口 130 人の山間地域である。前回の計画が平成 26 年度で終了したため、新たに計画を策定するものである。

公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間である。今回策定の整備計画の内容は、観光施設整備事業（藤河内湯一とびあ施設改修事業）である。その事業費の合計金額 38,151 千円のうち辺地対策事業債の予定額は 27,600 千円である。

## **議案第 40 号**

### **佐伯市特別会計条例及び佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について**

平成 28 年 3 月 31 日をもって佐伯都市計画事業脇津留土地地区画整理事業が終了するため、土地地区画整理事業特別会計並びに佐伯都市計画事業脇津留土地地区画整理事業施行条例及び佐伯市土地地区画整理事業特別会計財政調整基金条例を廃止しようとするものである。

## **議案第 41 号**

### **佐伯市手数料条例の一部改正について**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正により、既存住宅において増築又は改築を行う場合においても、長期優良住宅建築等計画の認定申請ができることとなったことから、当該事務に係る手数料の額を定めようとするものである。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、エネルギー消費性能向上計画の認定制度及び建築物エネルギー消費性能基準への適合認定制度が創設されたことから、当該事務に係る認定申請の審査手数料額を新たに定めようとするものである。

## **議案第 42 号**

### **佐伯市建築審査会条例の一部改正について**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正により、これまで建築基準法において規定されていた建築審査会の委員の任期についての定めが、地域の実情に応じて柔軟な対応を可能とするため、条例に委任されることとなった。当該任期に関する規定を、国で定める基準を踏まえ、新たに定めようとするものである。

## 議案第 43 号

### 佐伯市税特別措置条例の一部改正について

山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、振興山村の区域内における固定資産税の不均一課税措置（通常の税率より低い税率とする措置）に係る規定の整備をするとともに、地域再生法の一部改正による地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の制定に伴い、地方活力向上地域（県の地域再生計画で設定される地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）における固定資産税の不均一課税に係る規定を新たに定めようとするものである。

#### （主な改正内容）

#### ◎振興山村の区域内における固定資産税の不均一課税

山村振興計画で定める産業振興施策促進区域内において、平成 29 年 3 月 31 日までに、地域資源を活用する製造業（振興山村で生産されたものを原料等とする製造業）又は農林水産物等販売業（いわゆる農産物直売所）を営む中小企業者が、それらの事業に使用する機械や建物等を取得し、一定の要件を満たした場合に、固定資産税の不均一課税（現行 1.4% から 0.14%（2 年目 0.7%、3 年目 1.05%））を適用させる。

#### ◎地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域において、企業の本社機能の移転・拡充を行う事業者に対して、不均一課税を講じるもの。

県作成の地域再生計画に基づき、企業が地方活力向上地域特定業務施設（本社機能としての事務所、研修所及び研究所）整備計画の認定を受け、2 年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で 3,800 万円（中小事業者、中小企業者及び連結法人等は 1,900 万円）以上のものを新設し、又は増設した場合、3 か年度に限り固定資産税の不均一課税を適用させる。

不均一課税を適用させる場合、税率は東京都 23 区から本社機能が地方活力向上地域に移転する移転型（1 年目 0.14%、2 年目 0.35%、3 年目 0.7%）と地方活力向上地域内外からの本社機能の移転を含む増築の拡充型（1 年目 0.14%、2 年目 0.467%、3 年目 0.933%）に区分される。

## 議案第 44 号

### 佐伯市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

本条例では、生活保護における助成対象除外者を「生活保護法による保護を受けている者」と規定している。外国人の保護については、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている。また、中国残留邦人等の保護については「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」により、生活保護法による保護とみなして実施されている。生活保護における助成対象除外者に、外国人生活保護対象者及び中国残留邦人等支援給付等対象者

の位置付けを明確にするため、条文の整理をしようとするものである。

## **議案第 45 号**

### **佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について**

屋内運動場天井改修工事等において、佐伯東小学校、大入島小学校、東雲小学校、松浦小学校、本匠中学校及び直川中学校の体育館の照明設備をLED照明に変更したことに伴い、使用料の算定に係る数値が下がったため、当該体育館の使用料を減額しようとするものである。

## **議案第 46 号**

### **佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について**

平成 29 年度から、名護屋小学校、名護屋小学校森崎分校、蒲江小学校、河内小学校、西浦小学校、楠本小学校及び上入津小学校を統合し、新たに蒲江翔南小学校を設置することに伴い、名護屋小学校、名護屋小学校森崎分校、蒲江小学校、河内小学校、西浦小学校、楠本小学校及び上入津小学校を廃止するとともに、蒲江小学校深島分校を蒲江翔南小学校深島分校とし、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意が必要である。

## **議案第 47 号**

### **佐伯市奨学金条例の一部改正について**

奨学生の返還時の負担軽減を図り、より利用しやすい奨学金制度とするため、奨学金の返還期間を延長するための措置を講ずるほか、規定の整理をしようとするものである。

高等学校、専修学校又は短期大学の奨学金の返還期間を「貸付期間の 2 倍以内の期間」から「貸付期間の 3 倍以内の期間」に、高等専門学校又は大学の奨学金の返還期間を「貸付期間の 3 倍以内の期間」から「貸付期間の 4 倍以内の期間」に、それぞれ延長するものである。

## **議案第 48 号**

### **佐伯市 B & G 海洋センター条例の一部改正について**

佐伯市上浦 B & G 海洋センター艇庫の整備に伴い、当該施設の位置を「上浦大字津井浦 2263 番地 9」から「大字狩生 3818 番地 3」に変更しようとするものである。

## **議案第 49 号**

### **日田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について**

「おおいた広域窓口サービス事業」は、県内の市町村が相互に各種証明書等の交付等

に係る事務を委託することにより、住民登録地や本籍地の市町村に行くことなく、勤務地・就学地などの市町村の窓口で証明書等を受け取ることができる行政区域を越えた住民サービスである。この事業の実施に当たっては、参加する各市町村が相互の協議により規約を定めることが必要であり、この協議については、議会の議決を経なければならない。「日田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約」を定めるための日田市と佐伯市の協議について議決を求めようとするものである。

## 議案第 50 号

### 財産の取得について（スクールバス）

平成 29 年度からの蒲江地域小学校の統合に伴い、スクールバスを運行するため、新たに購入しようとするものである。この車両の購入に当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

◎購入予定車両 スクールバス（中型バス） 3 台

◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）

いすゞ自動車九州（株）

東九州支社 大分支店 佐伯営業所 36,450,000 円

（有）大分サンテンマイカー 36,000,000 円（落札）

◎予定価格 46,468,728 円（税抜き） 43,026,600 円

◎落札業者及び購入予定金額（消費税を含む金額）

（有）大分サンテンマイカー 38,880,000 円

（落札率 83.67%）

## 議案第 51 号

### 佐伯市中小企業振興条例の一部改正について

中小企業信用保険法の一部改正に伴い、中小企業者の定義について同法の規定を引用している条項の整理をするほか、融資の対象となる中小企業者の範囲に特定非営利活動法人（NPO 法人）も対象とすることとし、融資に係る利子の補給制度を新設しようとするものである。

## 議案第 52 号

### 佐伯市企業立地促進条例の一部改正について

本市における企業の立地の促進及び高度な技術等を有した新たな市民の獲得を図り、もって本市経済の活性化に資するため、企業立地に係る助成を拡充しようとするものである。

企業が新たに市内に事業所を設置する場合の助成の対象に、これまでの「佐伯市民の新規雇用者」に「市外の事業所からの異動者で新たに佐伯市民となる者」等を加える。

## 議案第 53 号

### 佐伯市小半ふれあい広場条例及び佐伯市本匠もくもく館条例の一部改正について

大分県が施行する三重弥生線道路改良工事に伴い、佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市本匠もくもく館別館の地番を変更するとともに、当該広場の構成施設に係る利用料金の額の規定を整備しようとするものである。

## 議案第 54 号

### 財産の取得について（地方卸売市場統合整備事業用地）

地方卸売市場統合整備事業用地として土地を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。なお、今回の土地の取得により、予定していた地方卸売市場統合整備事業用地については全て取得することになる。

◎買収する土地 佐伯市大字長谷字中スカ 4869 番 2 ほか 5 筆 5,054 m<sup>2</sup>

【全体の買収面積 19 筆 10,270.06 m<sup>2</sup>】

◎買収の相手方 佐伯市中村南町 1 番 1 号 佐伯市土地開発公社

佐伯市大字長谷 6638 番地 茅野江美子

佐伯市大字長谷 5631 番地 1 寺嶋玉枝

【全体の買収の相手方 9（個人 8 人 1 法人）】

◎買収の方法 随意契約

◎買収予定価格 15,132,322 円

【全体の買収予定価格 33,654,434 円】

## 議案第 55 号

### 工事請負契約の変更について（平成 27 年度漁港施設機能強化事業元猿漁港整備工事）

平成 27 年度漁港施設機能強化事業元猿漁港整備工事（平成 27 年 12 月定例会で 1 回目の契約の変更については議決済み）において、事業の進捗を図るため、全体計画に基づき、上部工及び消波工を追加施工することに伴い、工事請負契約を変更しようとするものである。

契約の相手方 佐伯市 9030 番地

南九・丸和特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社南九建設

代表取締役 佐藤 優

◎契約変更事項 契約金額

旧 194,556,600 円 → 新 224,556,840 円

(30,000,240 円の増額)

## 議案第 56 号

### 佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者 桑門 超）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされている。

佐伯市の教育委員会の委員のうち、長尾浩司（ながお こうじ）委員の任期が平成 28 年 5 月 20 日で満了するため、新たに桑門超（くわかど ちょう）氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものである。

## 諮 問

### 諮問第 1 号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 高野昭代）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち高野昭代（たかの あきよ）委員の任期が平成 28 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

### 諮問第 2 号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 久壽米木人美）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち久壽米木人美（くすめぎ ひとみ）委員の任期が平成 28 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

## 専決処分の報告

### 報告第 1 号

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 28 年 1 月 7 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市宇目大字南田原 2435 番 3 付近の市道田原横手線で発生した車両破損事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市宇目大字小野市 5386 番地 3 金子靖信

事件の概要：平成 27 年 10 月 25 日午後 3 時 30 分頃、佐伯市宇目大字南田原 2435 番

3 付近の市道田原横手線において、当該市道法面の雑木が倒れていたため、当該市道を走行していた相手方が所有する軽トラックが接触し、当該軽トラックの天井部及びフロントガラスを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

※ 佐伯市の過失割合は 40%

賠償金額：98,254 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：98,254 円）

## 報告第 2 号

### 佐伯市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、平成 27 年 12 月 28 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、議会の承認を求めるものである。

平成 28 年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示され、地方税関係書類のうち一定の書類について個人番号の記載を不要とする見直しが行われたことから、市民税及び特別土地保有税の減免申請書について、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の負担を軽減するため、個人番号の記載を要しないこととするための条例の改正を行ったものである。

## 報告事項

### 第 1 号報告

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成 28 年 1 月 21 日

事故の場所：佐伯市大字木立 839 番地 5 の大分県立佐伯支援学校の敷地内

相手方：佐伯市大字木立 839 番地 5 大分県立佐伯支援学校校長 田中淳子

事故の概要：平成 27 年 11 月 27 日午前 11 時 14 分頃、上記事故の場所で、佐伯市学校給食センター給食調理・配送等業務委託業者の配送員が当該学校への給食配送を終え、市有給食配送車で正門を出る際、門扉のストッパーの確認が不十分であったため、当該門扉が動き、当該市有給食配送車が接触し、当該門扉を損傷した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：136,080 円（保険適用範囲内）

（門扉修理費：136,080 円）